

令和 5 年度第 2 回松戸市入札監視委員会議事録

1. 日時 令和 6 年 1 月 25 日（木曜日）
2. 場所 松戸市役所新館 5 階 市民サロン
3. 出席者 〈委員〉福田委員長、石井副委員長、川口委員
〈事務局〉大塚財務部長、契約課長
〈審議案件担当課〉契約課、建築保全課、技術管理課、東部クリーンセンター、
道路維持課、東松戸病院総務課
4. 傍聴人 0 名
5. 議題
 - 1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
 - 2 入札及び契約の手續の運用状況報告
 - 3 指名停止の運用状況報告
 - 4 抽出事案審議
6. 議事の概要

（１）会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

発言者	発言内容
事務局	では、定刻になりましたので、ただいまより令和 5 年度第 2 回松戸市入札監視委員会を開催いたします。
大塚財務部長	委員会の開催に当たり、大塚財務部長よりご挨拶を申し上げます。 おはようございます。 本日は今年度、第 2 回目の入札監視委員会にご出席いただきありがとうございます。 日々、公平公正な入札執行を行うよう、事務局や担当課で努力しておりますが、この委員会で皆様からの意見をいただき、今後の入札契約事務へ反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様、本日はよろしくお願いいたします。 申し訳ありませんが、ただいま震災避難訓練を実施してお

事務局	りまして、こちらで失礼させていただきます。 では、次に移りたいと思います。 本委員会は原則として公開となっておりますが、ただいまの時点で傍聴希望者はありません。以後、傍聴希望者が来た場合には事務局の受付をもって許可したいと思います。よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
事務局	では、そうさせていただきます。 議事を進めたいと思います。 福田委員長、議事の進行をお願いいたします。
福田委員長	それでは、議事を進めます。 議題 1、会議録署名人及び審議案件抽出委員選出を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	会議録署名委員と審議案件抽出委員につきましては、順番で行うこととしておりまして、今回の会議録署名委員及び次回の審議案件抽出委員は石井委員となりますが、これでよろしいでしょうか。ご確認をお願いいたします。
福田委員長	ご質問等ございますか。よろしいですか。 (「なし」の声あり)
福田委員長	では、今回の会議録署名人及び次回の審議案件抽出委員は石井委員となりますので、よろしくをお願いいたします。

(2) 入札及び契約の手続の運用状況報告

福田委員長	では、次に議題 2、入札及び契約の手続の運用状況の報告を議題とします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明) 入札及び契約の手続の運用状況につきましては、1 ページ

福田委員長 川口委員	記載のとおりとなっております。 低入札価格調査を実施いたしましたので、2ページにその実施状況についての記載をしております。 なお、4ページから11ページは契約一覧となっております。 事前の質問につきましては、特にございませんでした。 説明は以上となります。 ほかにいかがでしょうか。 1つだけよろしいですか。さっき部長さんからのご挨拶にあったとおり、本審議会での意見の反映というものをやっていってるといことでお聞きして、私も参加して3回目、4回目になるのかな、だと思うんですけど、この1ページの工事の一般競争入札121件、これ詳細にリストを出してらっしゃいますけど、比率として93.8%か、で、金額も出ております。それで、前回、工事等業務委託の案件ごとに割合を出してもらいたいということで、全体の割合ではなく、こういうふうにいただいたのかなというふうにも思うんですけど、これが反映されたものだろうとは思うんですね。これ、形式的なものですけど。 私は今回のを見て、一般競争入札121件の内容を見たときに、前回、抽出された中で市内一円舗装補修工事が道路維持課さんの案件だったんですけど、その件について議論したときに、やはり最低制限価格に張りつこうとして、それよりも下回った入札を結構な参加者がしていて、それで失格になっていると。結局は、予定価格に近いところが落札しているような状況があったと。これを議論していたときに、最低制限価格は事前公表しないんだと。今回も国交省の要綱をつけていただいているんですけど、そういうもので、事前公表というのはメリットもあるけど、デメリットもあるから、基本的には自治体が判断することなんだけれど、よく検討して、事
--------------------------	---

	前公表のデメリットについて若干後ろ向きな、後ろ向きというのは、そうしないほうがいいんじゃないかということを、今回もつけていらっしゃる要綱の中に、入札適正化ですかね、のほうにも記載がございました。令和４年６月１日付の適正化の推進についてという国交省と総務大臣。それに基づいて判断するんだということを前回もおっしゃったんですけど、今回、市内一円の案件というのは道路補修が７件あって、それを見ると、落札率の高いのがもうなくなってますね。前回それがあったんですけど、あのときの議論で何か仕組みを変えられたということはありませんでしょうか。何か前回の反映されたようなことってあるんでしょうか。
事務局	特に制度的に直したところはありません。
川口委員	あのときの議論は、今後の入札に反映するということで何か所管課が工夫された、契約課さんが一律で最低制限価格を公表するという仕組みに変えたわけではないということなんです。所管課のほうは何か工夫されたのかどうかというのをちょっと知りたいなと思って。それは今日はいらっしゃらないですね。
事務局	制度を直してない以上は、現場のほうで何か変わるということはないです。
川口委員	制度を変えない限りは。
事務局	はい。
川口委員	分かりました。変えるかどうかの、今回も１件委託であるんですけど。
事務局	そうですね。
川口委員	そのときに議論します。ありがとうございました。 以上です。
福田委員長	ありがとうございます。

(３) 指名停止の運用状況報告

福田委員長	では、議題３の指名停止の運用状況の報告についてご説明 お願いいたします。
事務局	(指名停止の運用状況報告について資料を基に説明) では、説明をいたします。 指名停止の運用状況につきましては、12ページから14ページ の記載のとおりとなっております。一覧の中のNo.1、それから No.11は、本市及び病院事業の契約案件等による指名停止でござ います。 15ページをご覧ください。 事前にいただきました質問につきまして、契約課より回答を いたします。 1つ目の質問ですね、1番の業者は今回の停止以前に指名停 止になったことはあるのでしょうかと福田委員からのご質問で すが、こちらにつきましてはございません。 次の質問です。本件は指名停止の決定、期間の決定は市独自 に決定しているのでしょうか。こちらにつきましての回答です が、本市の契約に際して発生したもので、市独自に決定してい ます。期間につきましては、過去の契約辞退を参考としまし た。 続いての質問です。予定価格の範囲内で落札したのに、契約 締結を辞退した例は過去にも発生していますか。発生している 場合、何件発生してますか。過去５年程度の範囲でということ で、平成30年度が1件、令和元年度1件、令和２年度2件、令 和３年度1件、令和４年度はありませんでした。 続いての質問です。1番と11番は同内容の指名停止理由です が、指名停止期間が異なる理由はどのような要因によるのでし ょうかというご質問に対してですが、回答といたしまして、1 番につきましては契約課にて執行した案件で、過去の事例によ り期間を決定いたしました。 11番につきましては、病院事業で執行したコピー用紙の購入

福田委員長	において、入札金額を箱単位で記載すべきところを包み単位で記載したことにより、契約辞退の申出があったものですが、同時期にコピー用紙の購入の案件が松戸市及び松戸市教育委員会でもあり、この２件に関しては包み単位での入札だったことから、当該案件についても包み単位で記載してしまったものであるとのことを考慮して、指名停止期間を１か月として病院事業で行った指名停止期間と合わせたものでございます。 続いての質問です。13番、14番のように、資格要件を満たさない者を技術者として配置しているような事案は市の契約の段階で発見する余地があるのでしょうか。回答といたしまして、技術者の資格については、公告した案件への参加申請書に配置予定技術者の氏名と資格を記載していただいております。また、営業所の専任技術者であるか確認をしております。しかしながら、業者が虚偽の記載をしていた場合には発見は難しいと思われれます。 続いての質問です。12番、15番は一連の不祥事と思われれますが、別案件として指名停止する方針でしょうか。例えば、今後、警察による捜査の進展により、他自治体でも被害が確認されれば、別案件として指名停止することになりますかというご質問です。千葉県から指名停止情報があり、本市の指名停止基準により千葉県と同様の指名停止を行ったものです。12番の東大阪市での案件で令和５年６月に、15番は掛川市及び焼津市での案件で令和５年７月に逮捕されており、別案件として指名停止をしております。千葉県からの情報にもよりますが、今後、他の自治体でも被害が確認されれば別案件で指名停止になることと思われれます。 以上となります。 ご回答ありがとうございます。 指名停止の情報は県から受けて、期間については市独自で決定しているという理解でよろしいでしょうか。
--------------	--

事務局	そうですね。ただ、前回も申し上げましたけれども、私どもの規定も県の規定に準じておりますので、指名停止期間は一緒になるものでございます。
福田委員長	質問の3つ目で、予定価格の範囲内で落札したのに契約締結を辞退した例というのが過去にもあるということですが、この場合は、いずれも指名停止になっているという理解でよろしいでしょうか。
事務局	そうですね、はい。
福田委員長	ありがとうございます。 それから、最後の質問で給付金関連ですと、各所で、大企業ですので受託していると思いますので、他県でも被害確認された場合には、その都度、指名停止をするというご説明なんですけれども、でもイベント等で委託するということで、また指名停止が明けて始まっている場合もあるんですけれども、その途中でまた起訴された等の情報があつた場合には指名者から外す、あるいは入札の手続に入っているとかということであれば失格ということになるという理解でよろしいでしょうか。一般論なんですけれども。
事務局	入札手続の途中であれば、その時点で指名停止がかかれば、指名から外すことになりまして、入札していれば失格となります。
福田委員長	分かりました。
事務局	既に契約履行してもらってるものについてはそのままということですが、新たに指名をするということが何か月かできなくなるというところで、入札に参加できなくなるということです。
福田委員長	そうですね、捜査の進展により、また追起訴というふうな形で出てくる場合もあるかと思うので、そこはもうやむを得ないという。
事務局	そうですね、最終的には指名停止期間がつながって当初よ

福田委員長	りも長くなることがあります。
事務局	つながって、長くなる。
福田委員長	長くなってしまう可能性はあります。
	はい。
	ほかの委員の方はいかがでしょうか。
石井委員	大丈夫です。
福田委員長	川口委員はいかがですか。
川口委員	はい、特にはありません。
福田委員長	ありがとうございます。

(4) 抽出事案審議

福田委員長	ないようですので、次に議題の4の抽出事案の審議を議題とします。
事務局	事務局より説明をお願いします。
	初めにお伺いいたしますが、今までと同様に1件ごと資料を説明した後、審議をしていただく形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。
福田委員長	お願いします。
事務局	今回抽出された案件は、建設工事では5件。内訳として、一般競争入札が3件、指名競争入札1件、随意契約1件。工事関連業務委託は全部で3件。内訳として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、それぞれ1件の合計の8件になります。 (審議案件1について資料を基に説明) それでは、資料の17ページご覧ください。 こちらは建築保全課設計、学校施設課発注の松戸市梨香台小学校ほか1校改修工事です。種別は建築一式工事。事業概要は記載のとおりとなります。 入札参加要件は建築一式工事のAランク、市内本店、過去10年以内で公共工事の建築一式工事を元請として施工した実績がある者とし、参加要件により対象事業者は13者で入札参

建築保全課	加者は３者でした。予定価格は5,434万円、契約金額は5,417万5,000円で落札率は99.7%でした。 続いて、19ページをご覧ください。 事前にいただきましたご質問について回答をいたします。 まず、入札経過比較のため、13番の松戸市松飛台小学校ほか1校の入札の結果及び経過書をお示しくださいということでしたので、入札経過書を添付しております。 続いてのご質問につきましては、担当課より回答します。 落札率が高い要因はどのような点にあるとお考えですかという点と、あと上記案件の落札率99.7%、上記以外のトイレ改修工事についてもほぼ95%超えの落札率となっている。高落札率となった理由として考えられることは何かとご質問いただきました。回答としまして、本工事は千葉県の公共建築工事積算基準を参考に策定した松戸市公共建築工事積算基準に基づいて積算を行っております。予定価格が事前に公表されているということもありますが、積算数量に基づいて事業者が算出した結果、高落札率になったものと考えられます。そのほかの詳細な分析などは行ってないんですけれども、建築一式工事というものは、大工、鉄筋、コンクリート、塗装、防水、ガラス、石、内装、建具など、多くの工種があり、総合的な調整も要するため、設計図書に基づいて積算を行った上で、必要な利益等を業者さんが見込んだ結果と考えております。
福田委員長	以上のご説明ですが、ご質問ございますか。
石井委員	松戸市の公共建築工事積算基準というのは公表されてるんですか。
建築保全課	公表はしてないです。
石井委員	してない。
建築保全課	はい。県のものを準拠して、そのまま使っているという形です。

石井委員	じゃあ、県の公共建築工事積算基準というのは公表されている。
建築保全課	千葉県のは公表されています。
石井委員	なので、手を挙げた業者さんなんかは歩掛かりが分かるということなんですかね、そういった形で。
建築保全課	そうですね、はい。
石井委員	分かりました。
福田委員長	では、私からの事前質問で、同様の工事について松飛台小学校ほかのをいただきました。これ、拝見いたしますと、株式会社グッドユースと株式会社湯浅建設さんは両方の工事の入札に参加されているということで、梨香台小学校のほうはグッドユースさん、松飛台小学校のほうは湯浅建設さんが落札されたとなっております。これは同時に入札を行ってらっしゃるということですので、両方を同じ会社が落札するということも考えられるかと。
建築保全課	まあ、そうです。
福田委員長	その場合、入札参加される会社さんのほうは両方へ、特に学校なんかですと夏休み中に工事したりするということで、入札できる、工事ができる体制を整えられているということ、調整されてるんでしょうか。
建築保全課	そうですね、体制が整えられているということで入札には参加されていると思っております。
福田委員長	場合によっては、1者、両方落札する結果になって、同時に工事はできないので、一方を辞退するという可能性があっては困ると思うんですけども。
建築保全課	そうですね、はい。
福田委員長	その後、指名停止になってしまうので。
建築保全課	そうですね。
福田委員長	同様の工事は市内一円でやってますので、業者のほうもある程度すみ分けるような形で話し合ってる可能性というのもの

建築保全課 福田委員長 建築保全課 石井委員	推測できるところでもあるんですけども。 その辺はわかりません。 市としてはもう淡々と入札すると。 そうです。私のほうでは分かりかねますので。 よろしいですか。
建築保全課 石井委員	逆に、今のお話とちょっと連動してるんですけど、そのグッドユースというところが梨香台小学校のほうを取って、その20分後にもう一つの工事のほうの入札にもそのまま手を挙げてる状態なんですけど、専任の管理技術者が複数いる場合だったら2本とか取れてもいいと思うんですけど。
建築保全課 石井委員	そうです、はい。 これは、調べてないので定かではないんですけど、複数いなければもう一個は辞退しないと、取っちゃった場合、技術者が1人しかいないのに2本取れないじゃないですか。
建築保全課 石井委員	まあ、そうですね。 そうするとペナルティーになっちゃうということですね。 辞退してなければ。
建築保全課 石井委員	辞退した場合にはそうですね。 多分そのまま参加してるということは複数技術者がいて、2個目のやつが取れば2本取れたという解釈でよろしいんですか。
建築保全課 石井委員 川口委員	そうなると思います。 分かりました。 私のほうからいいですか。
	このような同じような案件については、事前に、去年も議論したんですけど、道路維持課のところで、市内一円の道路補修工事みたいに何か順番で先取方式みたいな感じでやるようなこともあり得るのかなというふうにも思うんですけど、そういうものは適用できるような案件というのは、今後は適用は普通考えないものなんでしょうか。

建築保全課	先取方式というのは、すみません、分かりません。
川口委員	同じような契約案件について複数ある場合に、同時というか、同時期に入札を実施すると。それを前提にするときに、5者ぐらいが手を挙げるようなものであるとしたら、1回目の入札のときには5者出て、1番目が引いたとしたら、2回目の別の、次の入札案件については、その落札した方は参加しないというような、そういう先取方式みたいなものは適用するようなものではないのかどうかということと、何か要件があるかどうか。そういうルールが、仕組みがあるかどうかなんですけど。
事務局	業務委託の契約で、年間を通して1年間お願いする。その場合に市内を、例えば市内の道路を清掃する委託を出すときに、市内を3分割、4分割して発注するわけなんですけど。
川口委員	そうですね、はい。
事務局	その場合は1つしか取れませんよというのを最初に公告でうたって入札する案件もございます。
川口委員	ありますよね。
事務局	はい。
川口委員	それはルールがあるからなんですか。委託についてはルールがあると。また、工事についても同じように適用する可能性はあり得るんでしょうか。
事務局	工事については、1つの現場から100メートル以内で同じ業者が取れない（近接工事）というルールがあります。
川口委員	なるほど。
事務局	そういうルールはございます。
川口委員	それは規則的には何に、要綱か何かがあるんですか。内規か何かに。
石井委員	逆に、その1工事、その2工事みたいな、現場が隣接するようなところだと、施工ヤードが被ったりとかして、要はその2の工事のほうはその1が終わらないと乗り込めないみた

	いな感じで期間が、玉突きじゃないですけど、延びちゃうので、1つの業者がやったほうが効率的だみたいな考え方もあるじゃないですか。そういう制限をかけるというのは何かあるんですか。1個しか取れませんよというのは。例えば管理技術者が少ないとか、のであれば分かるんですけど、営利企業でもあるので、技術者が多ければ1、2とか取れても、こちらとしても移行期間が適正な期間で終われるというのも見込めるし、というのもあると思うんですけど、何かそこら辺の基準があるんですか、1個しか駄目ですよというのは。
事務局	今のは業務委託じゃなくて工事ですか。
石井委員	工事ですと。
事務局	工事で1個しか駄目ですよということですか。
石井委員	それは、ないですか。
事務局	一応、近接要件をつけているのは、やはり近くであると、現場の経費が安くなるというのはあるんですけども、それによって入札に有利になるということで、近接工事に関してはその付近で工事をやってる業者は参加できませんということで制限をかけています。
川口委員	後でその近接要件を規定された規則か要綱、内規ですかね、ちょっと教えていただいていいですか。
事務局	要綱等は無いです。
川口委員	これは事実上のルール。
事務局	そうです。
川口委員	入札に有利かどうかというものに基づいて、その近接要件100メートルということを口頭で今おっしゃったんですけど、それは、ルールとしては特に明記されていないのですか。
事務局	その旨、公告文には記載はしております。
川口委員	公告文に記載されてる、ああ。その大元になる規定というものもないわけですね。
事務局	規定はないですね。

川口委員	公告にはあると。
事務局	はい。
川口委員	分かりました。 もう一点だけ聞いていいですか。ほかの案件にも関わるかもしれないですけど、入札するときの段階では元請になるような、参加した業者が元請になって、工事の場合というのは下請もあるかもしれないですけど、下請の、入札段階では下請をどのように使うかということまでは、情報としては取らないと思ってよろしいですか。 じゃあ、今、今回、参考としても出てきたこの2つの工事については、契約をした段階では下請がどのような状況で入ってくるかというのは当然提出する、ちゃんとさせるわけですね。それを工事台帳か何かに載せていろんなチェックをされるわけですね、恐らく。それは。
事務局	施工体制台帳を提出させています。
川口委員	施工体制台帳を契約後につくって、それを、その契約はもう終わっているんで、評価、一応チェックされると思うんですけど、下請について何か不具合があった場合は、次の契約のときに何か反映するようなものって、契約というか、入札の際にその業者について何か評価をするような制度ってあるんでしょうか。 つまり、例えば一括下請とか国交省の要件でありますよね。そういうものに該当するようなものだった場合は、もう事前のチェックでも、または現場でのチェックでもそういうものが見つかった場合は、契約、多分解除するんじゃないかと思うんですけど、極端な場合ですね。それは次はもう入札は制限され、停止されると思ってよろしいんですかね。一般的なことから、契約のほうかな、もしかしたら。
事務局	下請の不具合というのが指名停止基準に該当するものであれば、当然、元請指名停止にはなりますけども。

川口委員	そうですね、そうですね。
事務局	はい。
川口委員	例えば、極端な話、一括下請という概念があるじゃないですか、国交省の概念として。それに該当するようなのって、実質的に関与するかどうかということです、元請が。そういうものって該当したらやっぱり一括下請禁止の、標準約款には書いてると思うので、駄目ですよ。それはもう契約解除の条件になるんじゃないかと。次の入札には参加できないという、そういう意味で聞いているんですけど。
事務局	指名停止基準に該当すれば、指名停止になります。 指名停止期間にそういう案件が出た場合には当然参加できません。
川口委員	分かりました。じゃあ、そういう案件になるということでよろしいですね。期間の問題は別にして。分かりました。ありがとうございます。 以上です。
福田委員長	すみません、初歩的なところを教えてくださいなんですけれども、先ほどの入札、同日に行われているもので、よく見ますと、時間、2時20分と2時40分という入札時間が書かれているんですけども、同じ日に時間差で入札するという場合に、開札はどのようなタイミングになる、同時になるんですか。
事務局	時間差があります。意図的にずらしています。 手続的にシステムを操作して落札者を見極めるという時間が必要です。
福田委員長	そうしますと、先ほどの2時20分のほうで落札して、次に入札するかどうかというのは、その落札結果を踏まえて入札することができるということですか。
事務局	事務的には、時間を追ってどんどん開札していきます。何でしょう。例えば技術者が1つ取ってしまって、次のときに

福田委員長 事務局	技術者が足りなくなっちゃったらどうなのかということですかね。 はい。 最初に参加申請を受けたときに、どの人を技術者にあてがうよというのは事前に記載させていますので、ここは4つ申し込んできてるけれども、ちゃんと4人、万が一4つ取ったときに配置できる技術者がいるなというのは事前に確認をしています。
福田委員長 事務局	分かりました。先ほど業者のほうに任せてるということでしたけども、落札可能であるというのは市のほうで事前に確認しているという。そうでない場合は、1個取った場合には次の入札には辞退するとかというふうにしてもらったほうがいいのかと思います。
福田委員長 事務局	仮にそういう、例えば4つ申し込んでて、技術者が2つ、2つで割り振ってたときには、1つ取ったときには次は取れませんよというお話は事前にさせてもらってます。
福田委員長	そういう仕組みにはなっているんですね。はい、ありがとうございます。 この案件については、ほかいかがですか。 (「なし」の声あり)
福田委員長 事務局	では、次の案件お願いします。 相模台小学校ですね。 (審議案件2について資料を基に説明)
	では、続いて、21ページご覧ください。 こちらの案件ですが、建築保全課設計、学校施設課発注の松戸市立相模台小学校非常階段新設その他工事です。種別は建築一式工事、事業概要は記載のとおりとなります。 入札参加資格要件は、建築一式工事のAランク、市内本店、過去10年以内で公共工事の建築一式工事を元請として施工した実績がある者とし、参加要件より対象事業者数は13者

	で入札参加者は1者でした。予定価格は4,792万7,000円、契約金額は4,785万円で落札率99.84%でした。 事前にいただきました質問について回答をいたします。 最初の質問です。当初、参加した4者が全者辞退したのはどのような理由によるのでしょうか。再公告で落札した輝建設は当初入札にも参加していたのですかというご質問ですが、契約課からお答えしますが、辞退理由として、会社の都合が2者、採算が合わないということで2者辞退となっております。 輝建設については、当初も参加をしていました。辞退理由としては採算が合わないためでした。再公告では設計金額を見直して、当初4,329万6,000円だったものを4,792万7,000円、金額を変更しまして発注をしております。 続いての質問は担当課からお答えします。
建築保全課	1者応札となった理由につきまして、分析等は実施しているかということですが、詳細な分析のほうは行ってはいないんですけれども、技術者の確保とか会社都合や、設計図書から事業者は積算を行った結果、1者になったものと考えております。 続きまして、同様の発注を行う際に1者応札の解消の対策を考えているかというご質問ですが、一応対象とする事業者数が10者以上いるので、競争性の確保はできていると考えております。 以上になります。
福田委員長	最初の入札で、採算が合わないということで辞退されたところが2者ということでしたけれども、再公告で価格を見直したということで、これでも入札がなかったというのは依然、採算合わないということなののでしょうか。
建築保全課	そうですね。再公告後も参加してくれた業者もいるんですけれども、参加してこなかった業者はそういう可能性もあると

川口委員	思われますし、会社都合もあるのかなと思います。正確な理由はわかりません。 1つよろしいですか。 そのように見直しをして改善をして再入札したときに、輝建設が取ったと。金額を見ると、若干当初の予定価格というか、設計金額より若干高めにはなっていると。4,329万6,000円が当初だから、4,350万なので20万程度、違いますか。あつ、やっぱり違いますね。 何を聞きたいかというのと、このように当初2者辞退をされたということで見直したわけですけど、結局見直した4,700、再公告した4,792万7,000円ですか、の設計額に対して、これ税抜きと考えてよろしいんですかね。
事務局	公告は税込みです。
川口委員	税込みですか。だとしたら、4,700、ああ、ぴったしで、これ、あつ、そうか、100%……。
事務局	入札結果書の22ページご覧いただければ。
川口委員	あつ、99.84%ですね。そうですね。なので、予定価格が4,792万7,000円だからもう100%……。ああ、なるほど。当初の設計金額と、業者が何が採算が合わなかったかという設計項目、直工費とか間接費も含めて、まあ直工費ですね。何が標準的な皆さんの設計の項目と業者の見積りが違うのかは、落札した業者の内訳書をもらわれますよね、恐らく。
建築保全課	そうですね。
川口委員	それで比較されてますか。その結果は何が合わなかったのかなと。
建築保全課	不調になった時点で我々のほうで設計書を見直します。
川口委員	そうですか。
建築保全課	今回、鉄骨階段の工事なので、メインが鉄骨工事なんですね。鉄骨工事というのは、専門業者からの見積りで積算する方法と「物価資料」という刊行物の本から積算する方法があ

	りまして、当初は本、「物価資料」の掲載価格から積算して発注のほうしてたんですけども、不調になったということです。
川口委員	なるほど。
建築保全課	ほかの契約済みの案件を見たときに、鉄骨工事に関しては見積価格のほうが実情に合ってるということが確認できましたので、今回の工事、鉄骨階段の工事なので、大部分が鉄骨工事になってますので、ここは本の「物価資料」の掲載価格ではなく、見積価格で積算するほうが実情に合ってるということが推測されましたので、それで再度公告をしたという形になります。
川口委員	なるほど。そういう改善ですね。
建築保全課	はい。
川口委員	「物価資料」だと、若干過去の物価になるんだろうと思うので、より見積りという実情に合ったもので。
建築保全課	そうですね、より実情に合った価格を採用するためです。
川口委員	実情に合ったわけですね。専門業者というのは。
建築保全課	今回の専門業者は、鉄骨の業者ということです。
川口委員	鉄骨の業者なんですね。
建築保全課	はい。
川口委員	もう実際にいて、元請のほうから発注する相手先のようなところなんですね。
建築保全課	そうです。
川口委員	そういう改善をしたからということなんですね。
建築保全課	はい、そうです。
川口委員	今後はどうされるのでしょうか。やはり見積りで。
建築保全課	今後もそうですね、鉄骨工事に関しては見積りを優先して積算を行う予定です。
川口委員	優先するというふうに変えて。
建築保全課	そのように考えております。

川口委員	改善するということなんですね。
建築保全課	はい、そうですね。
川口委員	特にこれは、物価が安定してるときはやる必要ないでしょうけど、やっぱり価格が高くなるような工事に関してはそういうことだということなんですね。
建築保全課	そうですね。注意していきたいと思います。
川口委員	以上です。ありがとう。
福田委員長	よろしいですか。
	では、次の案件のご説明お願いいたします。
事務局	(審議案件3について資料を基に説明)
	じゃあ、続きまして24ページご覧ください。
	建築保全課設計、学校施設課発注の松戸市立相模台小学校校舎増築工事です。種別は建築一式工事で、事業概要は記載のとおりとなります。
	入札参加要件は、建築一式工事のAランク、市内本店、過去10年以内で公共工事の建築一式工事を元請として施工した実績がある者とし、参加要件より対象事業者数は13者で入札参加者は2者でした。予定価格は5億7,057万円、契約金額は5億6,980万円で落札率99.87%でした。
	なお、この案件は総合評価方式にて実施しております。
	26ページをご覧ください。
	事前にいただきました質問についての回答となります。
技術管理課	技術管理課でございます。よろしくお願いします。
	ご質問の総合評価方式の結果調書で施工計画が別々の項目のようですが、どこが違いますか。もう一点、工事成績は具体的にどのように点数化されるのでしょうかというご質問にお答えいたします。
	まず1点目の施工計画の項目なんですが、こちら本日お渡しした総合評価の基準の3ページをご覧くださいければいいかと思うんですが、今回、総合評価方式の簡易型というものを

採用しております。これの、簡易型の基準については、ちょうど一番上の施工計画というところがあるんですが、施工計画を最大２課題まで設定することができます。ちょうどその課題自体は①から⑤まであって、その中から最大２課題を選定することは可能でございます。

本工事につきましては、先ほど申し上げましたように、簡易型ですので、施工計画を最大の２課題設定しているものでございます。ちょうどこの施工計画、調書が空白になっているんですが、その中で一つ一つの課題が入るような形になります。

その内容としましては、28ページの公告の抜粋があるんですが、その10の総合評価に関する事項で、この表のようになっている評価項目のところのアー１、これが施工上の課題に対する技術的所見。こちらがちょうどこの調書の一番左端に入る部分なんですが、その項目が１になります。その具体的なテーマとしましては、こちら事業課さんのほうで提出されてるコンクリート工事における品質向上に関する提案ということで挙げていただいております。

隣の、右の欄が、ちょうど28ページのアー２の施工上配慮すべき事項という課題を挙げておりまして、具体的なテーマとしましては、工事における学校施設利用者及び近隣への環境対策に関する提案ということで挙げていただいております。

そういった形で２課題、今回の施工計画では挙げていただいて、それぞれの項目ごとに評価を出しているものでございます。

２つ目の質問ですが、工事成績の点数化につきましては、こちらもお渡しした基準の３ページのちょうど真ん中辺りに工事成績というところがあって、これは企業のほうの工事成績の基準で、次に４ページの配置予定技術者の、下の段

	にあるんですが、配置予定技術者の工事成績というものが基準でございます。 今回の工事ですが、対象が本市、市内本店の業者を対象とした工事ですので、今回の基準としましてはこの上、上段と下段があるんですが、本支店の場合の評価基準で工事成績の平均点の評価という形でしております。企業に関しましては過去２年度間で、配置予定技術者につきましては過去４年度間の500万円以上の当該業種、建築一式ですね、こちらの工事成績の平均点で評価をしております。評価点としましては、こちらに明記させていただいているように、80点以上が満点で6点、以下、60点未満マイナス4点という形になっております。 以上がご説明とさせていただきます。
福田委員長	ありがとうございました。技術的なところにはあまり知見はないんですけれど、この当該業種の工事成績評定というのは実際に工事を施工された後に事後的に評価されたものということですか。
技術管理課	はい。
福田委員長	これは市のほうで調べる、把握するものですか。
技術管理課	はい。今回は、上の段ですので、本市が発注した工事におけるということですので。
福田委員長	本市が発注した。
技術管理課	当然、施工業者さんからも挙げていただくんですが、それを確認、我々の技術管理課のほうで確認もできますので、それを照らし合わせながら評価をしております。
福田委員長	ありがとうございます。そうしますと、この施工計画のところと工事成績のところ、かなりここで差はついているのかなというところであると。
技術管理課	そうですね、はい。
福田委員長	評点の、施工計画の２のほうは環境とか施設利用者、近隣

技術管理課 福田委員長 川口委員	への環境対策に関する提案ということで、こちらのほうが評点が高くて、一般的な技術的なところとか実績では1番の湯浅建設のほうが評点が高いということになって。 そうですね、工事成績でちょっと差がついてるような。 分かりました。 私のほうもよろしいですか。 この案件というのは簡易型になるとおっしゃったんですけど、基準としてはなぜ簡易型に。
技術管理課	まず、総合評価方式の金額的な案件としましては、5,000万以上で技術的要素を要する制約等があるものが総合評価方式として、案件として事業課さんのほうから提出していただいているところなんですけど、特別簡易型と簡易型があるんですが、さらに簡易型の場合はかなり技術的な要素が高い、技術的なハードルが高いというか、そういった工事だとか、工事の施工上制約が多いというものが、どうしてもそういった簡易型だけの点数だとか、そういったものではちょっと判断できないようなものに関しては、その工事に対する計画を挙げていただいてやるような評価のものが簡易型として事業課さんのほうで挙げさせていただいてるものでございます。 こちらの金額的な要件も2億3,000万以上というのがあるんですが、そういったものも加味して、やはりそれだけの大きな工事になりますと、どうしても技術的な要素がかなり必要になってくるので、そういったものがちゃんと施工計画のほうで挙げられる技術力を持った業者さん进行评估したいというところで簡易型というところがあります。
川口委員	金額は、予定価格は5億7,000万円ですね。これ、結構大きい金額なんですかね。
技術管理課	はい。
川口委員	今回は簡易型にされてますけど、そういう基準の中でなぜ簡易型にしたのかを。

技術管理課	基本的には、簡易型を選ぶとか、そもそも総合評価を上げることの基準自体は、具体的なものに関しては各事業課さんのほうで基準を設けて判断をしていただいているような内容ですね。今回の工事は、私の方で答えてしまってもかまわないですか。あくまで工事内容が増築工事ということで、新たに造るというものでいいのかな。
建築保全課	「松戸市総合評価方式の評価項目及び基準」のほうで5,000万円以上は特別簡易型、2億3,000万円以上が簡易型になります。5,000万から2億3,000万円未満であれば、基本的には特別簡易となり、施工計画書なし。
川口委員	なるほど。
事務局	2億3,000万円以上は簡易型ということで、施工計画書があるバージョンというのが、一応、技術管理課さんのほうの基準で定まっていますので、今回はそれにのっとって、2億3,000万円以上なので施工計画書が有りの簡易型でやっております。
川口委員	なるほど。今の議論の中で簡易型にされて、施工計画が5つの課題のうちの2つを選ぶことになる。選ばないと、逆に言うのですね。
建築保全課	2つまで選べるということです。
川口委員	2つまでですか。
技術管理課	そうです、はい。1つです。
川口委員	それを、えっ、1つでもいいんですね。
技術管理課	1つ又は2つの課題が設定できます。
川口委員	それで、この案件については、先ほどのご説明のとおり工程管理の技術的所見と施工上配慮すべき事項ですか、この2つを選ばれていると。①と④ですね、この中ですね。
技術管理課	はい。
川口委員	それは所管課さんが判断して選んでらっしゃると思ってよろしいんですね。

技術管理課	そうですね、はい。
川口委員	分かりました。それを前提で、企業としての施工能力を比較される場合と、配置予定技術者の能力を評価される場合に大きく点数が、湯浅建設の場合が企業が5点で、太陽ハウスが2点。今回の具体的に予定する技術者については、どちらもゼロ点になっていると。評価されないと、基準によるのですね。
技術管理課	はい。
川口委員	評価の基準というものについては、業者さんはこれを事前に知っているとしたら、恐らく点数のいい予定技術者を入れるんじゃないかと思うんですけど、そういう誘導、誘導というか、ナッジじゃないですけど、してらっしゃるんでしょうか。事前にこういう評価基準があるよということはもうされてる。
技術管理課	ああ、はい。こちら、お渡しした総合評価の技術基準に関しては。 ホームページでも事前に公表はしておりますので、こういった工事成績だとかほかの項目に関しては業者さん等にご存じになってると思います。まあ、たまたま今回の工事に関しましては、配置された予定技術者さんがそういった、実績なしだとか。
川口委員	ということですね。
技術管理課	そういった業者さんが配置されたということなので、そういう評価になったのかなという。
川口委員	ええ。そういう評価といのは、評価できない、ゼロ点で両方とも配置をして提案してるということですよ。
技術管理課	そうですね。
川口委員	言ってしまうばですね、事実上。 逆に言うと、あっ、はい、どうぞ。
建築保全課	過去の工事成績が高い技術者を配置できれば加点はされた

	んですけども。 そうですね。 その会社がいろんな工事を多分請け負ってると思いますので、同種の工事实績が高い技術者はこの工事には多分配置できないという会社事情があったのかもしれませんが。
技術管理課	
建築保全課	
川口委員	両方とも。
建築保全課	そうかもしれません。
川口委員	推測される。
建築保全課	そういうことですね。
川口委員	ということですね。そうであるとしたら。
建築保全課	点数が欲しければ、多分そういう技術者をあてがって提出してくると思うんです。
川口委員	逆に、この評価の中では、下請がどのような体制で、元請から下請に投げるときの規模とか、どういう工種について下請をするかというのは評価の対象になりますでしょうか。
技術管理課	ないですね。
川口委員	それは入れなくてもいいんですか。
技術管理課	総合評価の中では下請までの評価はないですね。
川口委員	でも、入れなくていいんですかね、そういう評価。入れているところって実際でありますか。
技術管理課	はい、ほかではないですね。
川口委員	分かりました。いや、実を言うと、予定技術者の能力は基準によるとゼロじゃないですか。
技術管理課	はい。
川口委員	そうすると、企業としての施工能力って何を言うんだろかなというふうに思ったときに、元請だけで工事やるわけでは恐らくないんじゃないかと思うんですけど、さっきの工事施工台帳とか、そういうもので把握されるんだらうと、契約後にですね。だけど、契約前にそういうものを評価の対象にしないと、何か予定技術者が基準によると評価されてないわけ

	ですよね。どこで施工管理がしっかりやれるんだろうかと思っちゃうんです。
技術管理課	そうですね。まあ、たまたまその評価点、工事成績に関してはゼロ点だったんですが、当然その配置される技術者さんは当然資格をお持ちになってますし。
川口委員	いや、もちろん。
技術管理課	こちらに関しては今回は本市が発注した工事の成績という形になりますので、例えば他市だとか国だとか県だとか、そういった工事の実績はもしかしたらあるのかもしれないですけど、あくまで今回のこの基準では、本市が発注した工事の成績で判断してますよというところで、たまたまゼロ点だったというところではないのかなと。
川口委員	分かりました。
	他市とか他県というのは推測でおっしゃったんですけど。
技術管理課	はい。
川口委員	提案書の中にはそういう技術者が、本市だけではない実績を提案してる、提案というか、記載してることはあるんでしょうか。
技術管理課	それはあくまで、推測になります。
川口委員	やっぱり推測ですか。
技術管理課	はい。
川口委員	分かりました。
技術管理課	あくまでこの提出していただくものは本市の工事成績を出してくださいということなので。
川口委員	はい、分かりました。 そうすると、何か懸念されるのは、施工管理が大丈夫かと。資格あれば新人でもこっち持ってきてるという話ではないかもしれないですけど、下請が多い場合の施工管理とかね、元請の。それがちゃんとやれるんだろうかというのはちょっと思います。

技術管理課	そこはもう一つ、企業のほうの成績の判断もありますので。
川口委員	企業の。
技術管理課	企業としては、やはりそういった実績等あれば。
川口委員	過去の実績。
技術管理課	あるというところであれば、そういった技術者の、当然、変な話、サポートとかも当然できる、ではないのかなと思います。
川口委員	あまり納得してないんですけど、分かりました。 以上です。
福田委員長	じゃあ、追加でよろしいでしょうか。この工事、学校の工事ということで、学校を開校した状態での施工であり、周囲の住宅とも近いことから、優れた施工体制、工事管理、安全対策が重要となるということで、そういった特殊性から総合評価方式を採用されたということで、評点、評価項目の中に、先ほど工事における学校施設利用者及び近隣への環境対策に関する提案ということの評価項目に入れられて行ったというところですけども、この項目について見ると、落札した湯浅建設のほうは2点、太陽ハウス株式会社のほうは6点ということで、重視してる評価項目というところではちょっと逆転してるというところなんですけれど、総合的な評価ということですので。
技術管理課	そうですね、はい。
福田委員長	まあ、この結果というのは一応異存ないんですけども、市としても発注に当たり重視しているこの学校あるいは近隣の安全対策というのについては評点の低いほうの会社についてはもう少し具体的に要望、指導というのはされてるんでしょうか。

建築保全課	今回の施工計画では、コンクリートに関する提案と工事周辺への影響の低減の提案を求め、両社とも3つずつ提案してきました。それについて、市側と学識経験者で協議して有効と認められるものを判断しました。一応、提案していただいた事項に関しては、予定どおりやっていただくということになっています。
技術管理課	1つ点が湯浅のほうに、湯浅建設様はなくて、要は評点がずれたんですけれども、3項目提出いただいているものは、言い方あれですけど、没になったものも要は提出していただいているので、それは必ず行っていただくという状態になっております。
福田委員長	そうですか。採用されなかった会社が提案した項目で有効なものというのがあれば、実際に受注した会社の方からは提案がなかったけれども、その項目についても配慮していただくというようなことはできないのでしょうか。
技術管理課	そうですね、今申し上げましたように、個々に3つずつ提案はあったんですけど、その中で、安全で言うと、今、湯浅さんが3つのうち2つはちょっと評価までいかなかったんですけど、それ自体は受注後もやっていただくような形になりますので、その3つとも全て挙げていただいた項目は受注した業者さんは全部やっていただくという形にはなります、施工に関しては。
福田委員長	ちょっと対策をするのに費用もかかるし、人数も割くということにはなるのかもしれないんですけども、受注した業者さんのほうから出なかった対策であっても有効と思われるものは、特に学校の工事ということを配慮するとやっていただくというようなことは。
建築保全課	一般的な工事に関する安全対策や、施設を利用しながらの安全対策について、基本的な事は当然しっかり行います。 総合評価の項目とは、基本的な対策以上の提案をしてもらう

	という形ですので、落札した業者が提案した項目に関しては全てやってもらうんですけども、ほかの会社が提案した内容までは、落札業者に実施を求めてはおりません。
建築保全課	しかし、落札業者の負担にならない範囲で有効な提案があったとすれば、それを相談することはできるとは思います。
福田委員長	そうですね。なるほどと思うような対策があるのであれば反映していただけたらいいのかなと。
建築保全課	はい。その辺の可能なものに対しては相談していきたいと 思います。
福田委員長	ありがとうございます。
石井委員	じゃあ、ちょっと1個だけ。 基本的なことなんですけど、この工事の開札が7月24日で、契約が9月22日じゃないですか。この期間の開いてるのって、なんで開けてるのかと。分かったら教えてもらいたいんですけど。
事務局	金額が2億3,000万円を超える予定価格の案件については議会の承認が必要でして、夏頃に入札をして仮契約を結び、9月議会にお諮りして議決を得たので9月に契約となったものです。
石井委員	分かりました。 それともう一個、今回の工事をできる対象事業者数というのが13者いて、今回2者入札に参加して、競争性の担保は保たれてると思うんですけど、例えば13者いる、契約、予定価格も大きいんで、より多くの優れた技術を持ってる企業に参加していただくために、発注時期を、例えば4月当初だったら手挙げたのにとか、下期の発注だったら手挙げたのにというのも多分技術者の都合上もあって、複数いるようなところだったらいつでも手挙げられると思うんですけど、技術者が少ないようなところだと、そういった4月期とか10月期とかだったら手挙げられたのにみたいなのもあるのかもしれない

	んですけど、そういった発注時期の検討というのはされてるんですか。まあ、これに限らずですけど。
事務局	発注時期の平準化というのは国のほうからも言われてることとして、部分的にはやってるところはあります。手段としては、ゼロ債務負担行為というのを、2か年にわたる債務負担行為を活用しています。
石井委員	国債でやると。
事務局	年度の終わりですね、具体的には2月ぐらいに申込みをさせて、3月ぐらいに契約をして、4月から現場入れるというものです。
石井委員	それは国でもやっているゼロ国と言われるやつで、初年度は出来高ゼロ、支払いゼロで契約だけして、翌年度に100%というやり方だと思うんですよ。
事務局	そういうのを年に何件か発注するようにはしております。
石井委員	やってると。 例えばその技術者の配置の関係で、10月1日からだったらその前の工事が終わるんでフリーになれるから、9月中旬に契約はするんだけど、施工は10月からでいいですよみたいな、そういう緩和措置みたいな、いうのもあったりするんですか。そうすれば、10月からはフリーになるから、今は施工、何なら張りついてるけど、入札手続には参加できるみたいな、そういったのは、今は運用的にはやってないということですか。
事務局	フレックスかと。
石井委員	そうですね、フレックスですかね。
石井委員	何か3つぐらいあるじゃないですか。向こうに任せるやつとこっちの主導型というんですか。まだそこは運用はしてないということですか。
事務局	内規はつくってあるので、実際何件か発注はしています。
石井委員	試行でやられてるという話ですか。分かりました。ありが

	とうございます。 以上です。 もう一点だけ聞いていいですか。災害協定でも差がついてるんですけど、災害活動を含め。それは過去2年間実績あったかとか、現在、協定があるかということなんですけど、それはあるかなしかで、もう1かゼロかなんですね。
川口委員	
技術管理課	はい。
川口委員	1者はあると。もう一者がないということなんですけど、これはもともと過去にはなかったんですかね。下の災害活動というのは。そういうものを何か、これがあるからといって、ないからといって災害のときにやっぱり大きな差が出てくるんでしょうか。
技術管理課	やはり災害協定、協定のお話で言うと、本市との災害協定ということなので、協定を結んでおりますと、やはり災害時、そういったときに緊急でそういう災害活動は、その協定を結んだ業者さんに対して連絡をしてやっていただくという形になりますので、やっぱり協定を結んでない業者さんにはちょっとご連絡はできないので、あくまで、そういった意味でなるべく協定をしていただきたいという部分もあってこういった項目を。
川口委員	誘導的にやってるという話。
技術管理課	はい。やはり、なるべく協定を結んでいただける業者さんが多いほうがそういった有事のときには市としても非常に助かる部分がありますので、はい。
川口委員	参加資格の業者さんは、ある程度もう協定は結んでいるところが多いんでしょうか。
技術管理課	そうですね、うん、多い、まあ半数以上は、市内の業者さんであれば協定は。
川口委員	じゃあ、あつ、半数以上。そういうことですか。じゃあ、1者はもう半数以下のほうなんですね。

技術管理課	たまたまこちらの太陽ハウスさんのほうは結んでなかったという形ですね。
川口委員	過去にですね。
技術管理課	はい。
川口委員	もう1かゼロかなんで、過去にもしあったら何か別の評価されるか……。
技術管理課	ええ。あとは、やはりそういう抱えてる人、そういったときにはすぐ人を出さなければいけないという部分がありますので。
川口委員	分かりました。
技術管理課	やはり、出せないのにちょっと協定だけ結んでしまって、いざというときに出せないと困りますので。
川口委員	はい。ありがとうございます。
	以上です。
福田委員長	よろしいですか。
	じゃあ、次の案件のご説明をお願いします。
事務局	(審議案件4について資料を基に説明) 続いて29ページをお願いしたいと思います。 指名競争入札の案件で、建築保全課設計、学校施設課発注の松戸市立栗ヶ沢中学校トイレ改修機械設備工事になります。種別は管工事、事業概要は記載のとおりとなります。 入札参加要件は、管工事のAランク、市内本店、過去10年以内で公共工事の管工事を元請として施工した実績のある者として20者を指名し、19者参加。予定価格は4,321万9,000円、契約金額は4,279万円で、落札率99.01%でした。 32ページをご覧ください。 事前にいただいていた質問について回答をさせていただきます。
建築保全課	建築保全課です。よろしくお願いいたします。今回いただいた質問に関しましてご回答させていただきます。

福田委員長 石井委員	まず、1つ目、初回入札で全員辞退で不調、再入札でも入札参加者19名で、17者が辞退または未入札失格となる要因をどのように見えていますか。これに関しては、初回入札では開札を6月22日としており、指名競争入札では7月27日が開札となっておりました。この間にほかの工事の開札が続き、本工事では技術者の専任が必要なことから、参加業者の技術者に余裕がなくなったことにより、辞退者が17者となったものと考えております。 2つ目、指名競争入札工事では、3件全てが初回入札不調となっていますが、その要因を併せてご回答ください。本件に関しましては、松戸市立栗ヶ沢中学校トイレ改修機械設備工事は、参加申込みをしたものの、入札前にほかの工事を請け負ったことにより専任できる技術者がいなくなったことによる辞退。松戸市立梨香台小学校給水管改修工事は誤記載による失格。松戸市立六実小学校トイレ改修電気設備工事は作業員の確保が困難になったため辞退となっており、いずれも入札参加者が1者であったため、辞退等があると入札不調となります。 3つ目、20者を指名した理由については不調不落対策を考えてか。これに関しましては、指名に際しては公平性を確保するために入札辞退者を除く管工事Aランクであり、実績を有する20者全てを指名しています。 続きまして、辞退者数17者については、辞退の理由について聞き取り調査等を実施しているか。これにつきましては、建築保全課では行っておりません。 以上となります。 ご説明いただきましたけど、ほかにいかがでしょう。 辞退者数17者となっていますが、未入札のため1者を含め18者あったときに、入札参加者が一者でもいればどのような理由で辞退したのかというのは聞かないということによろしい
-----------------------	--

	んですかね。例えば、全者だったら再発注のためにもどのような理由で辞退されたのかとか聞かないと、また不調不落対策として生かせないと思うんですけど、一者でも入札参加者がいれば聞くことはない、まあ悪い意味じゃなくて、落ちてるんだから聞く必要がないという考えでよろしいんですか。
事務局	聞き取り調査はしていないということでした、辞退届にはその辞退の理由も記載されておりますので。
石井委員	大体それって会社都合のためとかになってたりするんじゃないですか。具体的に書いてあるんですか。
事務局	そうですね、技術者の確保ができないとか作業員の確保ができないとか、それは書いてあります。
石井委員	そうすると、前段の質問でも重なるところはあるんですけど、市として発注者側として技術者の確保というのが、やっぱり発注時期とか、そういうのも重要になってくるのかなと思うんですけど、何かそういうのも検討の余地はあるのかなとお考えなのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。
事務局	そうですね、辞退理由を分析して次回に生かすという作業は必要だと思います。ただ、学校に係る工事に関しては、夏休みに限定されてしまうというところで、どうしても発注時期も一緒になりやすいですし、業者としても技術者が少ない場合には、あっちの現場もこっちの現場も同じ時期にできないというのは当然あるとは、こちらとしては十分推測はしてるんですけども、先ほども委員さんおっしゃるように、発注時期をずらせば技術者が出てくるんじゃないかということは確かにあろうとは思いますが、やっぱり難しいですね。
石井委員	だから、何だろう、専任の管理技術者の配置を緩和みたいな運用もあるんですかね。例えばこっちの工事では専任なんだけど、もう一つのほうも専任にはなれないけど、技術者としては張りつくみたいなことというのはできるんですか。

事務局	国からも基準が示されてて、建築で言えば8,000万以上になると専任で置かなきゃいけない。 ただ、それ以外だと4,000万を超えれば専任で1人で、それ以下であれば、本市の場合も3人まで兼務は、3つの現場まで持てますという緩和措置は適用しております。今回で言うと金額が4,000万超えてますので、専任で1人つける条件になっています。
石井委員	分かりました。ありがとうございます。 以上です。
福田委員長	学校トイレの改修工事が夏休み中、あるいは春休みとか学校が休みのときになるというのはやっぱり騒音の問題等があるからということでしょうか。例えばトイレの数ということであれば、仮設のトイレを設けて工事自体を休みの時期以外に実施するというのは難しいんでしょうか。
建築保全課	トイレの工事に関しましては、非常に音がうるさいものになっておりまして、なかなか生徒が授業をしながらの音出しの作業というのは学校の運営上非常に大きな影響を来しますので、その点を考慮しまして夏休み中に音の出るコンクリートを壊す作業を計画しており、このような形でやらせていただいています。
福田委員長	やっぱり音の問題が大きいのですか。
建築保全課	はい、音です。
福田委員長	分かりました。ありがとうございます。 ほか、いかがですか。
川口委員	大丈夫です、はい。
福田委員長	では、次の案件お願いします。
事務局	(審議案件5について資料を基に説明) では、続いて33ページお願いします。 随意契約の案件で、東部クリーンセンター発注の東部クリーンセンター電気室内遮断器他改修工事です。種別は電気工

東部クリーンセンター	事、事業概要は記載のとおりとなります。 随意契約の理由は別紙のとおりとなっております。 予定価格は2,902万9,000円、契約金額は2,882万円で落札率99.28%でした。 36ページご覧ください。 事前にいただいていた質問にお答えさせていただきます。 そうしましたら、事前にいただきました質問について回答をいたします。 東部クリーンセンターに電気設備が設置されたのはいつでしょうかというご質問につきましては、東部クリーンセンターの電気設備については、竣工しました昭和56年に設置しております。なお、本工事にて改修を行う電気設備につきましては、平成10年度及び平成18年度、19年度に交換を行っております。 続いてのご質問ですが、これまでのメンテナンスは、荏原製作所の関係会社が実施しているのでしょうか。設置からこれまでの同社との維持管理に関する経緯を教えてくださいというご質問につきましては、これまでの整備につきましては、水処理設備、脱水設備、電気計装設備等の主要設備につきましては、当施設を設計、施工した株式会社荏原製作所及び整備補修事業を移管、継承された関連会社に発注しています。 なお、各種配管設備、ポンプ設備等の主要設備と切り離すことのできる設備の整備につきましては、機械器具を取り扱うほかの業者へ別途発注を行っております。 本工事のように、東部クリーンセンターの主要設備の整備につきましては、施設設備に対する設計思想、詳細図面等を保有していなければ、電気設備だけでなく施設全体が正常に機能しなくなる可能性がございます。また、不具合発生時に当施設の処理再開を著しく妨げるものと考えております。よ
------------	--

福田委員長	って、当施設を設計、施工した株式会社荏原製作所から整備補修事業を移管されている水 i n g エンジニアリング株式会社を選定し、随意契約としております。 以上となります。 ありがとうございます。細かいことを聞いて本当に申し訳ありません。今、荏原製作所自体も、合併、統合とか、いろんな組織改編等もあるようですので、こちらに関わってるので任せておけば安心というところで、安易に随意契約になってる可能性がないかということでもちょっとこれまでの工事はということで聞かせていただいたんですけども。途中でほかの機械器具等で切り離せるものについては他業者へ発注していただいているということを確認していただきましたので、特に問題ないと思いました。ありがとうございます。 いかがですか。
川口委員	1 件だけ。主要設備以外は別発注するという努力、努力というか、やってらっしゃるということを明記されているので、主要設備という概念がもうはっきりあるわけですね。プラントの中のこの設備、この設備、この設備は主要設備であるという、ほかとの連動とか、そういうものも含めて、もうそういうふうに任意じゃなくて、もう特定できるわけですね、主要設備ということ。
東部クリーンセンター	そうですね、基本的には処理に関わる場所を主要設備というふうに考えております。
川口委員	なるほど。そうすると、これを設計するときの積算の例えば経費とか、労務費は別にして、経費の、部品とか、そういうものを調達するときの単価というのは標準でやられるんですか。それとも、この業者の特別な何か仕様があって、そういう情報を入手しないと積算ができないというものも多くあるのか。それとも、単純に汎用品だから標準でやれるのか。そこをちょっと教えてもらいたい。

東部クリーンセンター	そうですね、工事の種類によるんですけれども、やはり専門的な機器になりますと、プラントメーカーが保有してるものもございます。あとは、市場で一般的に購入できるものももちろんございますので、そのあたりにつきましては工事業者からの見積りもあるんですけれども、それ以外で見積りを徴取できるところはほかの業者から見積りをもらいまして、それで比較したりですとか、あとはホームページでメーカーの小売価格等も見られます商品もあるので、そういったものはそういったところで査定して、機器費とか、その辺りには反映させるようにはしております。
川口委員	一般的にそうだと思うんですけど、この案件についてはそういうものも多いんですか。個別見積りを求めないというふうに。
東部クリーンセンター	金額の大きいものは、そうですね、分からないものもございました。
川口委員	じゃあ、それはこの会社に問い合わせで単価を聞いて、そこで設計するということになると。
東部クリーンセンター	そういった部分もあります。
川口委員	なるほど。分かりました。99.28%、随意契約だから、しかも1者で、いわゆる見積りをやるわけですからね。
東部クリーンセンター	そうですね、はい。
川口委員	事前にそちらに聞いていれば、そうなる可能性は高いものですね。
東部クリーンセンター	そうですね、今回のケースですと、落札に至るまで複数回の見積り提出がございまして。
川口委員	ああ、そうでしたね。
東部クリーンセンター	最終的に、その4回目、5回目の入札で決まったんですけれども、その過程で20万、30万ぐらい差額で提出されていたので、どうしてもその予定価格に近い金額で収まってしまうというところはございました。

川口委員	これは、入札経過調書を見ると、3回目までの金額で契約したわけではないんですね。
東部クリーンセンター	多分なんですけども、様式上、4回目、5回目は入っていませんね。
川口委員	でしょう。だから、4回目以降じゃないかなと思って見てるんですけど、何回ぐらいやって。
東部クリーンセンター	実際には5回でした。
川口委員	5回。
東部クリーンセンター	はい。この2,750万円の後に2,650万円、そして2,620万円となって最終的に落札されてます。
川口委員	減価交渉みたいなもんなんですね。どこの項目で下がったかというのは内訳を見て評価できるわけですね、それは。後で事後的に何が、個別見積りのものが合っていないのか、それとも標準のほうで合っていないのかというのは、もう分析されてると思ってました。
東部クリーンセンター	ただ、その内訳書の、さらにその明細までは、記載はちょっと分からないので。
川口委員	ああ、それは入手しないんですか。落札金額の内訳書というのは、もうその細項目まではもらわない。
東部クリーンセンター	そうですね。
川口委員	じゃあ、分析は、どうなってるかというのはよく分かりません。
東部クリーンセンター	そうですね、見積金額を算定するときに一律で全てのものから下げてくる場合とかもあるので、一概に分析できているとかいうのではないです。
川口委員	分かりました。 最後に、これ5回目とおっしゃいますけど、5回目でも駄目だった場合、永遠に続くんですか。制限はありますか。
東部クリーンセンター	制限はないです。
川口委員	ない。永遠に続く。

事務局	そうですね。
東部クリーンセンター	業者がどこかで辞退するまでは続きます。
川口委員	1 者ですよ、これ。
東部クリーンセンター	そうですね、辞退する可能性もあるんですけども。 どこで折り合いが、どこかつくところで決まればということ ころだと思います。
川口委員	分かりました。幸いにも 5 回目ということですね。分かり ました。ありがとう。
福田委員長	そうですね、特命に近いような随意契約という中ですと、 辞退されてしまったらできないということになってしまう と。 あと、確認ですけど、主要設備という言葉が出ていました けども、これちょっと素人のところですけど、蓄電池等の更 新というのは、これは主要設備の整備に入るというご判断で すか。
東部クリーンセンター	そうですね、当然、処理施設の主要設備に電気が、駆動源 といますか、そういったところで動いてるところもある ので、受電設備も主要設備として位置づけて考えていま す。
福田委員長	昭和 56 年の工事で、当初の設計資料とかというのはこの水 i n g エンジニアリングに引き継がれてるということなんで しょうか。
東部クリーンセンター	そうですね、はい。
福田委員長	ありがとうございます。 では、次の案件のご説明をお願いします。
事務局	(審議案件 4 について資料を基に説明) 続いて、37 ページご覧ください。 委託の一般競争入札での道路維持課発注の八柱駅周辺地区電 線共同溝整備計画書策定業務委託になります。種別は土木コン サルタントの道路、事業概要は記載のとおりとなります。

入札参加要件は、土木コンサルタントの道路に登録、千葉県内本支店、過去10年以内で官公庁発注の道路計画または電線共同溝設計の履行実績、ISO 9001の認証取得、建設コンサルタント登録簿に道路部門で登録のある者とし、この要件から対象事業者数は128者で、入札参加者は7者でした。

予定価格は939万4,000円、契約金額は939万4,000円で落札率100%でした。

39ページをご覧ください。

事前にいただいていたご質問に回答をさせていただきます。

まず最初の質問、契約課のほうからです。一般競争入札では、予定価格は事前公表、最低制限価格は入札終了後という理解でよろしかったのでしょうか。予定価格で入札した業者2者がくじ引きで、5者が最低制限価格をわずかに下回るという両極端になっています。より低価格で発注できるようにする方策はどのようなものが考えられるのでしょうか。令和4年6月1日の国の通達をご案内いただきましたが、予定価格でくじ引きになるのであれば、適切な積算を行わずに入札する業者が出るといふ弊害は最低制限価格でくじ引きになるのと同様に思われますが、いかがでしょうか。予定価格を非公表とすることも記載されていますが、どのようにお考えでしょうかというご質問ですが、私どもからの回答といたしまして、一般競争入札では予定価格を事前公表、最低制限価格は事後公表としております。最低制限価格を下回り、失格となって、結果として予定価格での落札となる今回のようなケースにつきましては、ご指摘のように予定価格とともに最低制限価格も事前公表とすることで低価格での落札は可能になるかとは思われますが、しかしながら国からの要請もあることから、直ちに事前公表ということは難しいと考えております。

続きまして。

道路維持課	次の質問について回答いたします。 予定価格と同額入札の２者、最低制限価格以下による失格は５者。失格となった業者の入札価格はほぼ同額となっている。予定価格と同額入札２者と失格となった業者の入札価格は170万円以上開いており、間の金額による入札者が存在しない。入札価格は業者による積算額のため詳細は分からないと思うが、原因として考えられる要因はあるか。道路維持課で回答いたします。最低制限価格を下回った５者は、技術者の仕事量と利益を確保するために業務を多く受注したいので、最低制限価格を見据えて積算を行い、入札した結果、わずかに最低制限価格を下回ったものと思われます。また、予定価格と同額で入札した２者は、積算した結果、予定価格と同等となり、業務量より利益率を優先して100％で入札を行ったのではないかと考えております。 以上です。
事務局	最後のご質問になります。くじ引きによる落札となっているが、くじの方法はというご質問ですが、電子くじによるくじ引きを採用しています。 回答につきましては以上となります。
福田委員長	私からの質問、石井委員からの質問、それから冒頭に川口委員からのご質問、いずれも同趣旨の質問であろうかと思えますけれども、国からの要請もあるということで回答をいただいたんですけれども、川口委員からいかがですか。
川口委員	ちょっと別の視点から見ると、この案件というのはそんな大規模な委託じゃないと。大きく見えるように思うんですけど、全ての業者さんって、くじ引きになった２者はもう100％予定価格を当ててる、積算として当ててるわけですね。残りの５者ですか、はもう最低制限価格から1,000円、2,000円、3,000円、4,000円という、１、２、３、４みたいな感じで、もう一個、５になっちゃうと最低制限価格のぎりぎりです。

	できるわけですけど、そこはやってないので、もう明らかにこれは予定価格を正確に積算できるような案件なのかなというふうに思われる、想定できるんですが、この案件というのはそういう容易に積算、予定価格を当てられるもの、または最低制限価格をそれに対して積算、推定できるものなんではないでしょうか。
道路維持課	それにつきましては、設計業務等の標準基準、積算基準に基づいて積算しております。それについては公表されておりますので、ある程度予定価格に近づけて積算することは可能です。
川口委員	そういう案件なんですね。
道路維持課	はい。
川口委員	その案件に対して、こういうふうに事前に分かるようなものについては国交省の要請の中で9番目か何かに、低入札価格調査の基準価格の公表時期の見直しみたいに、低価格入札になるのか、あるんですけど、こういうものがあつたとしても個別にそういう案件があるとしたら、金額的にそれほど大きくはないですけど、予定価格と最低制限価格の差はあるわけであるので、このようなものが懸念されるような場合って、やっぱり特別に何か最低制限価格を公表してもいいんじゃないかなというふうに思ったりもするんですが、それは契約課さんが一律にそういう制度を許容しない限りは、単独の課では判断できない、そういう選択が取れないということなんでしょうか。
事務局	そうですね、はい。
川口委員	そうであるとしたら、所管課にお聞きするよりも契約課さんに聞いたほうがいいと思うんですけど、所管課さんはそういうふうにもう容易に判断ができる案件であると、標準価格も公表されていて、こういう委託業務を発注する際には業者はなるべく利益を得るために多く受注したい、別の案件に走

	りたいということや、そういうことも想定されるわけだから、こういう案件については最低制限価格を公表することによってあまり予定価格に近づくような落札を回避するような方策を検討してもいいんじゃないかと思うんですけど。
事務局	今、委員がおっしゃられた前段の部分がよく理解できなかったんですが。
川口委員	前段ってどういうところでしょう。
事務局	容易に推察できる云々というのは何を。
川口委員	いや、先ほど所管課とお話ししたときに、容易に推察できるとおっしゃった、価格も標準単価、そういうものを公表されているので、積算の単価とかですね。ということをや取りしたじゃないですか。それを容易にと言ったんです。
事務局	そうすると、予定価格、最低制限価格を公表するという理屈にどう結びつくんですか。
川口委員	今、予定価格に張りつくような形で、多分入札、応札された会社の行動パターンとしては、なるべく自分たちが利益率の高い案件に集中したいとしたら、こういうふうに参加はしているんだけど、失格になるのを、故意にとは言わなくても、失格になるようなぎりぎりのところで、最低制限価格のぎりぎりのところで失格になるような入札をされているということ考えた場合に、経済性の面で、結局、予定価格、それで落札率が100%になるような結果を回避する方策というものを考えてもいいんじゃないかということなんです。 つまり、最低制限価格というものを公表するということが全般的に全て公表するわけじゃなく、こういうものについては特別に公表してもいいというような検討もしていいんじゃないかと、これ毎回言ってることなので、それについて回答はもうこういう国交省の要請があるので、それに従ってますとしか回答されないなので、この場で議論するときに、同じ問答が想定されるのがちょっとこの入札監視委員会ですか、当

事務局	監視委員会の中での議論って本当に有効なのかというのはすごい疑問に思うんです。 前回のときも私ども松戸市の予定価格、最低制限価格の事前公表、事後公表の経過というのをお話しさせてもらったと思うんですけれども、当初は予定価格も最低制限価格も事前公表してました。やはりその最低制限価格でくじ引きになるケースが多々見受けられてきたのと、国からの要請もあって、私どもは最低制限価格については事後公表にしました。 ただ、計算の方法はホームページにも載っていますし、公告文書にも載っているというところでも変更を加えてきたわけです。結果、今、国の要請に沿ったような形にはなってますけれども、国の要請してる理屈というのも十分理解してますので、引き続きこの方法を取ってるという、我々の過去の経験と、それから国の通知で主張されてることが私どもと合致してるというところでやっています。そのため、結果的にこのような入札結果が出ることもあるとは思いますが、制度を全面的に見直して、これがなくなるのかというふうにはちょっと思っておりませんで、最低制限価格はどっちにしろ設定しなければなりませんし、やっぱりその積算を業者が見積もるという努力は絶対欠かせないと我々は思っていて、要するにこれは積算を見誤った、何かで間違ったという結果だと思います。
川口委員	それ、推測だと思います。 先ほどのお話では、予定価格をしっかりともう当てている、2者は。それ以外の5者は最低制限価格よりも1,000円、2,000円、3,000円の差で当てているらしく、見受けられる。つまり、公表しなくても積算を、公表してないから積算するのかもしいないですけど、以前は公表していて弊害があったと。 弊害というのは、この国交省の文書とか前回からのを見る

	と、ちゃんと適切な積算を行わずに入札するというような弊害を書いている。それを、そういう弊害もあるんだけど、170万の公金、税が最低制限価格じゃなくて100%の落札率で落ちているわけですから、競争性が確保されるというような評価をする際には、どうもそれは競争性という面では、逆にそれを犠牲にして適切な積算を行わずにというような弊害のほうに全てシフトしちゃっていると。だから、全面的にそれを禁止する、公表しないというわけではなく、何か一部そういうもの、それが容易に積算して推定できるようなものについては部分的に最低制限価格を公表するというような、そういう対応というものはできないのかということを申し上げてるんです。
事務局	何か案件によって差をつけるということはちょっと今考えにくいとしか申し上げられません。
川口委員	ええ。だから、こういう意見を言ったときに、入札監視委員会の委員として申し上げたときに、毎回それを言われると無力感があって、毎回同じ議論が入っちゃうから時間が過ぎちゃうんです。こういう議論をどう反映してるかというのと、同じような検討でやりませんということを言われるので、意見だけを毎回言わざるを得なくなっちゃって無力感なんです、私にとっては。ということです。
福田委員長	以上です。 逆のアプローチなんですけれども、予定価格は事前公表で、最低制限価格は非公表という今状態になってるわけなんですけれども、これを今、両方公表にしたらどうかというアプローチなんですけれどもどうでしょう。この国交省のほうも予定価格についても事前公表によって同様の弊害が生じかねないことの問題があるので、取りやめ等についても検討するようにと、その下の段で書かれておりまして、積算の能力は高いんだと思います。この予定価格のほうも非公表にすると、

事務局 福田委員長 事務局	予定価格に張りついて入札するというのではなくて、今、中間の価格で入札する方がいないというのが問題になってるわけなので、そういうふうにすると、こういう事案というのは発生しにくくなるものでしょうか。 それは言い切れないと思います。 言い切れないですかね。 はい。結局、その予定価格を公表していなければ、自力で設計書、図面、仕様書を見て積算をしなければなりませんので、そこから、私ども予定価格を公表してるので、入札、札を入れるのは簡単じゃないかと思われるかもしれないんですけども、予定価格は直工費、現場管理費、共通仮設費、一般管理費、4つの項目で金額が構成されています。例えば1,000万円であれば、直工費が500万で、残り現場管理費100万、共通仮設費200万、一般管理費200万となるとかあるんですけど、乗ずるパーセンテージ（係数）がそれぞれ異なるので、しっかり積算しないと最低制限価格というのは導き出せません。そうすると、我々のやってることは積算をしっかりとする能力がないと参加できない、競争にならないという仕組みになっています。 その積算能力をどうしてここまで問うかという話なんですけれども、結局、井勘定では採算は取れるんですかというところですね。ちゃんとお給料が現場の人たちに払えるんですか。今、資金が苦しいので、当座の資金を得るために契約を取ろうとかでは困るわけです。公共事業ですので、しっかりした成果品、成果物を納めていただかないと、社会インフラの基礎が脆弱になってしまいます。 しっかりと積算して入札に臨んでほしいというのを我々としては第一義にしています。委員がおっしゃられるように、経済性という面も当然追求していくべき大事な要素だと思ってますけれども、我々としてはそこを第一義にしています。
------------------------------------	---

福田委員長	あと併せて国の通知と我々の考えが合致しているので、最低制限価格を公表する云々という話には、今のところ我々としてはしないということです。 だから、今申し上げたのは、両方を公表する、すなわち最低制限価格を公表したらどうですかというのではなくて、全く逆のアプローチで、予定価格のほうも非公表にすると、もしかしたら予定価格を上回る入札をしてしまう業者も出るかもしれませんけれども。
事務局	はい。
福田委員長	まあ、積算力の評価ということで。私、今までは事前公表のほうがいいんじゃないですかというふうにお話ししてたところですけども、こういう事態を防いで、積算能力もしっかりしていただいと、自由に企業の立場で入札していただくという、もしかしたら予定価格のほうも非公表にするというのもあり得るのかなというので、改めて検討する余地というのはあるんでしょうかというふうにお聞きしたところです。予定価格のほうの事前公表の取りやめ等の弊害が生じた場合には速やかにという、検討せよということです。
川口委員	関連するところで言うと、そういうふうに公表しない方向で国のほうは文書を出している。だけど、過去には公表していた。その文書に従っているようにしか思えないんですよ。予定価格だけはまだ公表してるんだけど、案件によってはしない部分はあるかもしれないですけど、だけど弊害ということがやっぱり実際にあったんでしょうかね。 落札した、以前は公表していた時代で、業者がその最低制限価格でどうしても取りたいからということと言っても、くじ引きになる可能性だってあるわけですよ、当然。そういう業者さんが具体的にちゃんと積算していなかったから、何らかの弊害があったって、私は積算は公表してもその業者から契約後に内訳書をもらえれば、ちゃんと積算してるかどうか

事務局	かというのは確認できると思うんですけど、実際に本当に弊害があったんでしょうか。公、国から言われたからそっちに流れちゃったということなのか、実際に本当に弊害があったんだろうかという、そこは松戸市として、契約課としてちゃんと評価してるんだろうか、それを踏まえて。 24年度までは最低制限価格も公表したわけですけども、25年からしなくなったといういきさつは、くじ引きが多くなったからというふうに聞いております。
川口委員	ですから、私が言ってるのは、くじ引きって結果としてそうじゃないですか。だけど、それ、積算してることを前提でくじ引きだということじゃないといけないということであれば、積算をしてないという弊害があったんでしょうか。積算しないから弊害が、くじ引きが多くなったということはちょっと短絡的じゃないかなと思うんです。と思っているので、公表をしたとしても必ずしも弊害があるとは言えないし、あるとしたらそれを補正するような仕組みを入れればいいんじゃないかと。落札者からちゃんと内訳をもらって、ちゃんと積算してることを確認するという条件にすれば問題ないんじゃないかと思うということです。 以上です。
福田委員長	今はちょっと逆のアプローチになってるかも……。
川口委員	逆です。
福田委員長	私は予定価格のほうでくじ引きになるんだったら、予定価格もじゃあ非公表にすればくじ引きなくなるのか、あるいは。
川口委員	そうですね。
福田委員長	あるいは、もう少し慎重に積算して予想する予定価格をもう少し下げて入札すれば全体の落札する価格も少しは下がるんじゃないかな。予定価格について事前公表に踏み切ってこられたということですので、状況に応じて検討していただい

川口委員 福田委員長 事務局	ればなというふうに感じるところです。だから、両方非公表、両方公表、今、片方だけ公表という形になってますので、状況に応じて何が一番いいのかというのは検討していただければいいのかなと思います。そのようなところでよろしいでしょうか。
	はい。 次の案件お願いします。 (審議案件7について資料を基に説明) 続いて40ページお願いします。 40ページ、指名競争入札の案件で、東松戸病院総務課発注の土地測量等委託。松戸市立福祉医療センター敷地になります。種別は測量の測量一般、事業概要は記載のとおりとなっております。 入札参加要件は、測量の測量一般に登録、松戸市内本店、過去10年以内に国（公社・独立行政法人都市再生機構を含む）または地方公共団体発注の用地測量業務の履行実績のある者とし、3者を指名し、3者で参加でした。予定価格は1,716万円、契約金額は1,364万円で落札率79.49%でした。 42ページをご覧ください。 事前にいただいていた質問に対する回答になります。
東松戸病院総務課	質問は、指名競争入札とした理由をご教授ください。3者が指名されていますが、財務規則136条では5人以上指名しなければならない、特別の事情があるときはこの限りにあらずとされています。特別の事情はどのようなもののでしょうか。こちらについて回答させていただきます。 まず、業者選定に関しまして、当敷地が3万9,155平米と広大でして、かつのり面、高低差があることから、市内の土地に精通していることが求められ、また密に連絡、調整を行う必要がございます。さらに、用地測量が土地売却に関して極めて重要であり、品質を確保しなければならないと考えてお

福田委員長	ります。 そのため、本事業入札について指名業者は令和４年・５年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載され、測量・コンサルタント部門の「測量：測量一般」に登録があり、市内に本店を有すること及び過去10年以内に完了した国または地方公共団体が発注している測量業務の履行実績を有することを条件といたしました。 当該条件で選定した結果、条件を満たす業者は３者となりましたが、先ほど申し上げました状況を特別な事情と判断しまして、地方自治法施行令第167条第１項第２号の規定により、指名競争入札を実施いたしました。 以上になります。 ありがとうございます。 いかがでしょうか。市内本店というところが業者の数にかなり影響するのかなと思いますけれども、これについては市内の土地に精通していて密に連絡、調整を行うことということから市内本店にされたということですかね。測量の重要性とかということだと、もうちょっと範囲を広げる余地もあるのかなと思ったんですけど。 ほか、よろしいですか。 （「なし」の声あり）
福田委員長	これについてはご説明いただきましたので、了解いたしました。
事務局	次の案件お願いいたします。 （審議案件８について資料を基に説明） 続きまして43ページご覧ください。 随意契約の案件になりまして、建築保全課設計、文化財保存活用課発注の松戸市立博物館空気調和設備改修工事に伴う設計業務委託になります。種別は建築コンサルタントの衛生、事業概要は記載のとおりとなっております。随意契約理由は別紙のとおり

建築保全課	りとなります。予定価格は2,179万6,500万、契約金額は2,178万円で落札率99.92%でした。 46ページをご覧ください。 事前にいただいていた質問に対する回答となります。 建築保全課のほうから回答させていただきます。 随意契約理由にある令和4年度の天井改修その他工事に伴う設計業務委託の契約は入札でしたか、随意契約でしたか。その際は空気調和設備改修工事の実施設計を含める余地はなかったのでしょうかという質問ですが、こちら回答といたしまして、天井改修その他工事に伴う設計業務委託は一般競争入札で契約を行いました。この委託の調査によって、空気調和設備の改修の必要性は明らかになりましたので、本委託を発注したものです。 以上になります。
福田委員長	分かりました。ありがとうございます。 ほかの委員からございますか。
	(「なし」の声あり)
福田委員長	じゃあ、これ承知いたしました。ありがとうございます。 これで終了になりますでしょうか。
事務局	そうですね、こちらで今日の議題は終了です。
福田委員長	では、事務局のほうに引き継がさせていただきます。
事務局	事務局のほうに引き取らせていただきます。 本日は長時間にわたりましてありがとうございました。再苦情の申立がなければ今年度の入札監視委員会は本日で終了となります。来年度、第1回目の委員会につきましては、例年同様、7月頃開催予定をしておりますので、日程につきましてはまた後日、調整させていただきたいと思います。 本日は、長い時間ありがとうございました。お疲れさまでした。